

2014年12月22日  
日 本 銀 行  
金 融 市 場 局

指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にか  
かかる一般競争入札についての公募

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」および「指数連動型上  
場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」（い  
ずれも2013年4月4日政策委員会決定）に基づく信託の受託者選定にかか  
る一般競争入札への参加者を、下記の要領により公募します。

記

1. 信託契約

(1) 信託の種類

日本銀行を委託者兼受益者とする指定包括信託  
業務内容の詳細は、入札説明書（4.（1）により交付するもの。以下  
同じ。）に記載する。

(2) 信託財産（当初信託元本）

① 受託者として現行の受託者以外の信託銀行が選定された場合  
若干の金銭

—— 日本銀行が現行の受託者のもとで信託財産として保有する指数  
連動型上場投資信託受益権、不動産投資法人投資口および金銭に  
ついては、新たに選定された受託者との契約開始後に追加信託を  
行う。

② 受託者として現行の受託者が選定された場合

契約開始日の前日に日本銀行が信託財産として保有する指数連動型上  
場投資信託受益権、不動産投資法人投資口および金銭

(3) 契約開始日

2015年3月1日以降、同年4月1日までの日本銀行が別途指定する日

(4) 契約終了日

2016年3月31日。ただし、契約期間の満了が契約開始日から3年を超え  
ない範囲で、最大2回、契約期間の延長ができるものとする。

## 2. 入札に参加できる者

4. (2) により本件公募に応募した者（以下「応募者」という。）であつて、次に掲げる要件を満たす者

- (1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること
- (2) 日本銀行本店の当座預金取引先であること
- (3) 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、2014 年 9 月末において、国際統一基準が適用される先については普通株式等 Tier 1 比率 4 % 以上、Tier 1 比率 5.5 % 以上および総自己資本比率 8 % 以上、国内基準が適用される先については 4 % 以上であること。親会社が銀行持株会社である場合は、これに加え、銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出された銀行持株会社の連結自己資本比率が、2014 年 9 月末において、国際統一基準が適用される先については普通株式等 Tier 1 比率 4 % 以上、Tier 1 比率 5.5 % 以上および総自己資本比率 8 % 以上、国内基準が適用される先については 4 % 以上であること。ただし、考査等から得られた情報に照らし、同水準が一時的なものと認められるとき、同月末以降の状況変化により信用力に問題が生じているとき、または流動性リスク管理が適切でないと思われる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。
- (4) 2014 年 9 月末において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として所有する株式（他の法人に対する再信託または他の法人との共同での受託により当該他の法人に資産管理が委託されている株式を含む。）の貸借対照表価額の合計額が、5,000 億円以上であること
- (5) 2013 年 4 月 1 日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと（行政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照らし、日本銀行が、審査の結果、受託者とするのが不適當でないことを認めた場合を除く。）
- (6) 本件の受託業務を円滑かつ適正に遂行できる体制（本件信託にかかる専任のファンドマネージャーを配置することを含む。）が整っていると認められること
- (7) 二者が共同して本件の受託業務を受託することを条件に、本件公募に応募する場合には、次に掲げる要件をすべて満たしていること
  - ① 本件公募に共同して応募していること

- ② いずれの応募者も本件公募に重複して応募していないこと
  - ③ いずれの応募者においても（１）から（６）までに掲げる要件を満たしていること（ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入にかかる運用判断を主として行う者のみが満たしていればよい。）
- （８）本件の受託業務の一部を再信託することを条件に、本件公募に応募する場合には、次に掲げる要件をすべて満たしていること
- ① 本件公募への応募の際に、再信託の受託者となる者（以下「再受託者」という。）を特定していること（当該再受託者の同意を得ている場合に限る。）
  - ② 再受託者が応募者でないこと
  - ③ 再受託者においても（１）から（６）までに掲げる要件を満たしていること（ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、これを要しない。）

### 3. 入札に付する事項

#### 1. の信託契約にかかる想定信託報酬率

想定信託報酬率の算定方法は、入札説明書に記載する。

### 4. 入札手続

#### （１）入札説明書の交付

応募を検討する者に対して、2014年12月30日正午まで、入札説明書を交付する（場所：日本銀行金融市場局<本店新館4階>）。

入札説明書の交付は、「機密保持に関する誓約書」（別紙1～5のうち、該当する書式を使用する。）を提出することを条件とする。

—— 入札説明書の交付にあたっては、予め、下掲の連絡先に電話連絡すること。

二者が共同して本件の受託業務を受託することを条件に、本件公募に応募することを検討する場合には、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入にかかる運用判断を主として行う者を代表者に選定し、（２）以降の入札手続について、すべて当該代表者が代表して行うものとする。代表者は、代表者以外の者の「機密保持に関する誓約書」も併せて提出すること。

また、本件の受託業務の一部を再信託することを条件に、本件公募に応募することを検討する場合には、応募を検討する者は、再信託の

受託者の「機密保持に関する誓約書」も併せて提出すること。

(電話連絡先) 日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループ  
大塚 03-3277-1272、齋藤 03-3277-2687

## (2) 応募および第一次資格審査

本件公募への応募は、「応募書（第一次資格審査申請書）」（別紙6～8のうち、該当する書式を使用する。）に所定の事項を記載したうえ、2015年1月13日までに、下掲の応募受付担当宛に郵送する方法（配達履歴が残る方法により、提出期日までに必着のこと。郵便事情による遅延等の事情は一切斟酌しない。）、または、同担当まで持参して提出する方法（受付時間は、日本銀行営業日の10時00分～17時00分。）による。

日本銀行は、応募者について、2.（6）を除く。）に掲げる入札参加資格を審査の上、第一次資格審査合格者に合格通知書を、不合格者に不合格通知書を交付する。

<応募受付担当>

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループ 大塚

## (3) 第二次資格審査

第一次資格審査合格者に対して、2.（6）に掲げる入札参加資格の審査を行う。

第二次資格審査は、第一次資格審査合格者によるプレゼンテーションおよび提出資料により行う。プレゼンテーションおよび提出資料の詳細は、入札説明書に記載する。

日本銀行は、審査の上、第二次資格審査合格者に入札参加資格確認済証を、不合格者に不合格通知書を交付する。

## (4) 入札・開札

### ①日時・場所

#### ・入札

日時：2015年1月30日

15時00分（提出受付開始）～15時30分（提出受付締切）

場所：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行本店新館4階会議室

#### ・開札

日時：2015年1月30日 15時30分

場所：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行本店新館4階会議室

—— 入札に参加する者は、当日の出席者（最大2名）の氏名、所属部署、連絡先電話番号、ファクシミリ番号および電子メールアドレスを、予め、下掲の連絡先に電話連絡すること。

②入札書の作成方法、入札の手続等

入札書の作成方法、入札の無効その他の入札の手続等については、入札説明書に記載する。

(5) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、日本銀行が別に定める予定価額（信託報酬率）以下で、最低の想定信託報酬率をもって入札した者を落札者とする。

ただし、その者の想定信託報酬率が、日本銀行が別に定める調査基準価額（信託報酬率）を下回った場合には、その者が契約を適正に履行できるかどうかを調査し、調査の結果によっては、他の入札参加者を落札者とすることがある。

(6) 入札結果の公表

日本銀行は、落札者名および落札者の想定信託報酬率を適宜の方法により公表する。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行金融市場局市場調節課オペレーション企画グループ

大塚 03-3277-1272、齋藤 03-3277-2687

(共同受託・再信託を行わない場合)

## 機密保持に関する誓約書

(注1) \_\_\_\_\_ は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札についての公募」(2014年12月22日付公募)による入札手続に関して、日本銀行から知り得た情報について、本日以降、入札手続終了後においても、当行の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないことを誓約いたします。

2014年12月 日

金融機関名

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印 (注2)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 金融機関名を記載してください。

(注2) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(共同受託を行う場合<代表者>)

## 機密保持に関する誓約書

(注1) \_\_\_\_\_ は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札についての公募」(2014年12月22日付公募)による入札手続に関して、日本銀行から知り得た情報について、本日以降、入札手続終了後においても、当行および当行の共同受託者となる信託銀行の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないことを誓約いたします。

2014年12月 日

金融機関名 (注1)

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印 (注2)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 入札手続の代表者である金融機関名を記載してください。

(注2) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(共同受託を行う場合<代表者以外>)

## 機密保持に関する誓約書

(注1) \_\_\_\_\_ は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等  
基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札についての公募」

(2014年12月22日付公募)による入札手続に関して、(注2) \_\_\_\_\_  
を通じて日本銀行から知り得た情報について、本日以降、入札手続終了後にお  
いても、当行の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないことを誓約いた  
します。

2014年12月 日

金融機関名<sup>(注1)</sup>  
代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印<sup>(注3)</sup>

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 入札手続の代表者以外の金融機関名を記載してください。

(注2) 入札手続の代表者である金融機関名を記載してください。

(注3) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間  
の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。



(再信託を行う場合<応募を検討する者>)

## 機密保持に関する誓約書

(注1) \_\_\_\_\_ は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札についての公募」(2014年12月22日付公募)による入札手続に関して、日本銀行から知り得た情報について、本日以降、入札手続終了後においても、当行および当行の再信託の受託者となる信託銀行の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないことを誓約いたします。

2014年12月 日

金融機関名

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印 (注2)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 金融機関名を記載してください。

(注2) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(再信託を行う場合<再信託の受託者>)

## 機密保持に関する誓約書

(注1) \_\_\_\_\_ は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定にかかる一般競争入札についての公募」

(2014年12月22日付公募) による入札手続に関して、(注2) \_\_\_\_\_ を通じて日本銀行から知り得た情報について、本日以降、入札手続終了後においても、当行の関係役職員以外に漏洩し、あるいは盗用しないことを誓約いたします。

2014年12月 日

金融機関名 (注1)

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印 (注3)

日本銀行金融市場局長 殿

(注1) 再信託の受託者となる金融機関名を記載してください。

(注2) 再信託の委託者となる金融機関名を記載してください。

(注3) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(共同受託・再信託を行わない場合)

年 月 日

日本銀行金融市場局長 殿

## 応募書（第一次資格審査申請書）

(注1) \_\_\_\_\_ は、指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者となることを希望し、第一次資格審査を申請するとともに、以下のとおり、自己資本比率等を報告します。日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料等を遅滞なく提出します。

## 1. 自己資本比率（2014年9月末時点）

(国際統一基準が適用される先)

銀行・連結 (注2)		
総自己資本比率		%
Tier 1 比率		%
普通株式等 Tier 1 比率		%
銀行・単体 (注2)		
総自己資本比率		%
Tier 1 比率		%
普通株式等 Tier 1 比率		%
銀行持株会社・連結 (注3)		
総自己資本比率		%
Tier 1 比率		%
普通株式等 Tier 1 比率		%

(国内基準が適用される先)

銀行・連結 (注2)		%
銀行・単体 (注2)		%
銀行持株会社・連結 (注3)		%

(注4)

2. 信託財産として所有する株式の合計の金額<sup>(注5)</sup> (2014年9月末時点)

①所有額合計	億円
再信託を受けて所有する分	億円
共同受託により所有する分	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円
合計 (①+②)	億円

3. 行政処分

(1) 2013年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実<sup>(注6)</sup>

有	無
---	---

(2) 行政処分の概要<sup>(注7)</sup>

--

4. 連絡先<sup>(注8)</sup>

住 所 (〒 - )

担当部署名

担当者氏名

担当者電話番号

金融機関名

代表者役職名・氏名

印<sup>(注9)</sup>

- (注1) 金融機関名を記載してください。
- (注2) 銀行法第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を記載してください。
- (注3) 銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該自己資本比率を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。
- (注4) 2014年9月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部若しくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部若しくは一部の譲受け、他の法人への事業の一部の譲渡しがあった場合には、その旨を明記してください。  
その場合、2014年9月末時点の自己資本比率とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください(算出時点を明記のこと)。
- (注5) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注6) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注7) 3.(1)で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の概要を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。
- (注8) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。
- (注9) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(共同受託を行う場合)

年 月 日

日本銀行金融市場局長 殿

## 応募書（第一次資格審査申請書）

(注1) \_\_\_\_\_ および (注2) \_\_\_\_\_ は、共同して受託業務を受託することを条件に、指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者となることを希望し、第一次資格審査を申請するとともに、以下のとおり、自己資本比率等を報告します。日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料等を遅滞なく提出します。

なお、入札手続における代表者として (注1) \_\_\_\_\_ を選定し、以後の入札手続については、すべて当該代表者が代表して行うものとします。

## 1. 自己資本比率（2014年9月末時点）

(国際統一基準が適用される先)

	(注1)	(注2)
銀行・連結 (注3)		
総自己資本比率	%	%
Tier 1 比率	%	%
普通株式等 Tier 1 比率	%	%
銀行・単体 (注3)		
総自己資本比率	%	%
Tier 1 比率	%	%
普通株式等 Tier 1 比率	%	%
銀行持株会社・連結 (注4)		
総自己資本比率	%	%
Tier 1 比率	%	%
普通株式等 Tier 1 比率	%	%

(国内基準が適用される先)

	(注1)	(注2)
銀行・連結 (注3)	%	%
銀行・単体 (注3)	%	%
銀行持株会社・連結 (注4)	%	%

(注5)

2. 信託財産として所有する株式の合計の金額<sup>(注6)</sup> (2014年9月末時点)

	(a) <sup>(注1)</sup>	(b) <sup>(注2)</sup>
①所有額合計	億円	億円
再信託を受けて所有する分	億円	億円
共同受託により所有する分	億円	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円	億円
(a)欄の金融機関が、再信託または共同受託契約に基づき、(b)欄の金融機関に資産管理を委託している分	億円	—
合計 (①+②)	億円	億円

3. 行政処分

(1) 2013年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実<sup>(注7)</sup>

(注1)		(注2)	
有	無	有	無

(2) 行政処分の概要<sup>(注8)</sup>

--

4. 連絡先<sup>(注9)</sup>

住 所 (〒 - )

金融機関名<sup>(注1)</sup>

担当部署名

担当者氏名

担当者電話番号

金融機関名<sup>(注1)</sup>

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印<sup>(注10)</sup>

金融機関名<sup>(注2)</sup>

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印<sup>(注10)</sup>

- (注1) 入札手続の代表者（指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入にかかる運用判断を主として行う者）となる金融機関名を記載してください。
- (注2) 入札手続の代表者以外の金融機関名を記載してください。
- (注3) 銀行法第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第2位まで（第3位以下は切り捨て）記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を記載してください。
- (注4) 銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該自己資本比率を小数点以下第2位まで（第3位以下は切り捨て）記載してください。
- (注5) 2014年9月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部若しくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部若しくは一部の譲受け、他の法人への事業の一部の譲渡しがあった場合には、その旨を明記してください。  
その場合、2014年9月末時点の自己資本比率とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください（算出時点を明記のこと）。
- (注6) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注7) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注8) 3.(1)で有に○印を付けた場合には、当該行政処分概要を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。
- (注9) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。
- (注10) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。



(再信託を行う場合)

年 月 日

日本銀行金融市場局長 殿

## 応募書（第一次資格審査申請書）

(注1) \_\_\_\_\_ は、(注2) \_\_\_\_\_ に受託業務の一部を再信託することを条件に、指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者となることを希望し、第一次資格審査を申請するとともに、以下のとおり、自己資本比率等を報告します。日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料等を遅滞なく提出します。

なお、再信託の受託者となることについて、(注2) \_\_\_\_\_ の同意を得ておりますので、申し添えます。

## 1. 自己資本比率（2014年9月末時点）

(国際統一基準が適用される先)

	(注1)	(注2)
銀行・連結 (注3)		
総自己資本比率	%	%
Tier 1 比率	%	%
普通株式等 Tier 1 比率	%	%
銀行・単体 (注3)		
総自己資本比率	%	%
Tier 1 比率	%	%
普通株式等 Tier 1 比率	%	%
銀行持株会社・連結 (注4)		
総自己資本比率	%	%
Tier 1 比率	%	%
普通株式等 Tier 1 比率	%	%

(国内基準が適用される先)

	(注1)	(注2)
銀行・連結 (注3)	%	%
銀行・単体 (注3)	%	%
銀行持株会社・連結 (注4)	%	%

(注5)

2. 信託財産として所有する株式の合計の金額<sup>(注6)</sup> (2014年9月末時点)

	(a) <sup>(注1)</sup>	(b) <sup>(注2)</sup>
①所有額合計	億円	億円
再信託を受けて所有する分	億円	億円
共同受託により所有する分	億円	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円	億円
(a)欄の金融機関が、再信託または共同受託契約に基づき、(b)欄の金融機関に資産管理を委託している分	億円	—
合計 (①+②)	億円	億円

3. 行政処分

(1) 2013年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実<sup>(注7)</sup>

(注1)		(注2)	
有	無	有	無

(2) 行政処分の概要<sup>(注8)</sup>

--

4. 連絡先<sup>(注9)</sup>

住 所 (〒 - )

担当部署名

担当者氏名

担当者電話番号

金融機関名

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_

印<sup>(注10)</sup>

- (注 1) 金融機関名を記載してください。
- (注 2) 再信託の受託者となる金融機関名を記載してください。
- (注 3) 銀行法第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第 2 位まで (第 3 位以下は切り捨て) 記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を記載してください。
- (注 4) 銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を監督官庁に提出している金融機関は、当該自己資本比率を小数点以下第 2 位まで (第 3 位以下は切り捨て) 記載してください。
- (注 5) 2014 年 9 月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部若しくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部若しくは一部の譲受け、他の法人への事業の一部の譲渡しがあった場合には、その旨を明記してください。  
その場合、2014 年 9 月末時点の自己資本比率とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください (算出時点を明記のこと)。
- (注 6) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注 7) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注 8) 3. (1) で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の概要を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。
- (注 9) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。
- (注 10) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。